

令和3年度

神戸市密集市街地まちの不燃化促進事業

地域限定

灘北西部

兵庫北部

長田南部

東垂水

密集市街地で燃えにくい住宅を新築するのに

100万円

の補助があります。

神戸市では、防災性や住環境に様々な課題を抱える密集市街地において、耐火性能に優れた新築に対する補助を実施しています。



申請を希望される場合やご不明な点がございましたら、まずはお電話にてお問い合わせください。



神戸市すまいるの総合窓口
すまいるネット

TEL: 078-647-9933

FAX: 078-647-9912

受付時間: 10時～17時(水曜・日曜・祝日定休)

〒653-0042
神戸市長田区二葉町5丁目1-1
アスタくにづか5番館2階

すまいるネット神戸

検索

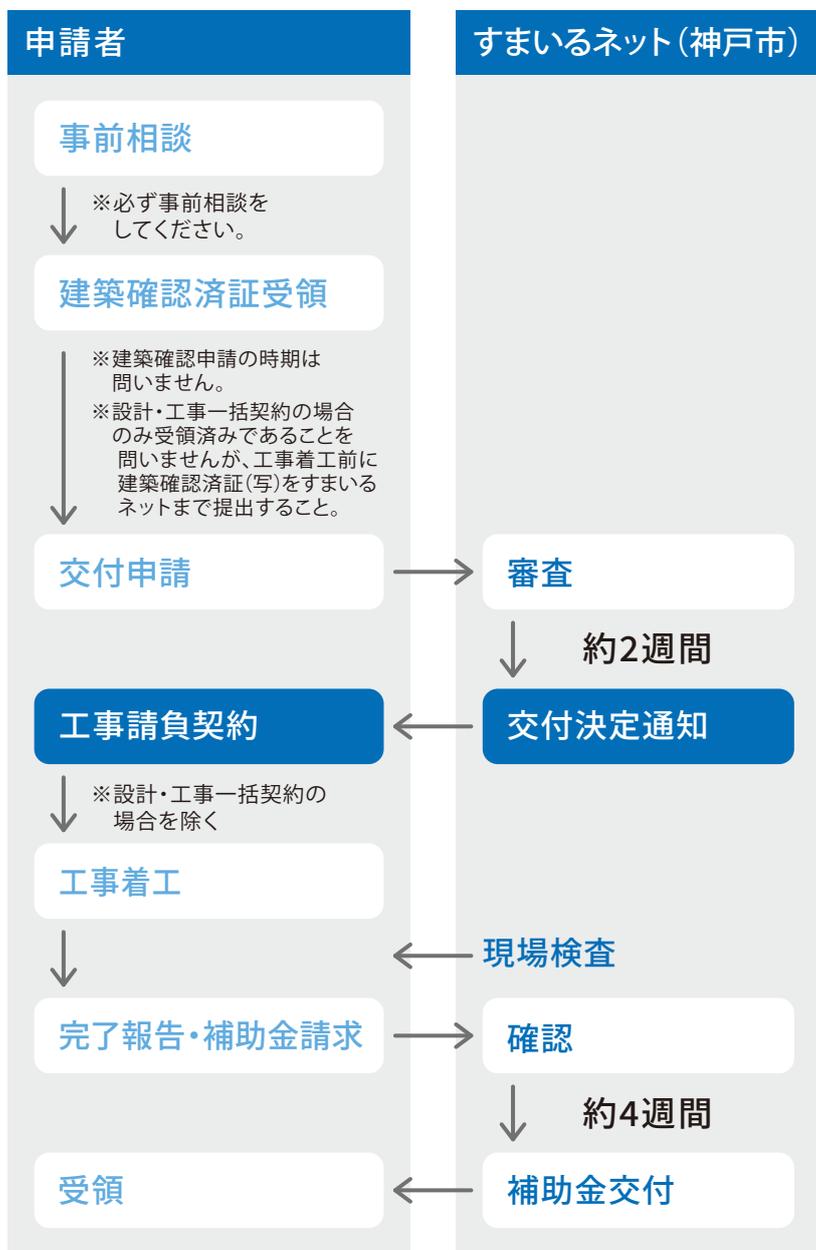
すまいるネット
ホームページ



神戸市密集市街地まちの不燃化促進事業

対象者	対象住宅の建築主 ※法人の申請も可能です。
補助額	1件あたり100万円
申請期間	令和3年4月1日(木)～令和3年12月28日(金) ※予算が無くなり次第終了します。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象区域内かつ準耐火建築物等以上の耐火性能をもつ新築であること。 ● 準防火地域内であること(建築物が防火地域にまたがる場合を除く) ● 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅であること。そのほかの用途を含む場合は延べ面積の1/2以上を住居の用に供するもの ● 2階建て以下(地下を除く)及び延べ面積が40㎡以上500㎡以下であること。 ● 工事完了後の完了実績報告を令和4年3月30日までに提出すること。

申請の基本的な流れ(工事が2年間にまたぐ場合を除く)



※工事請負契約は交付決定通知後に行うこと。
設計・工事一括契約の場合は交付決定後に工事着手すること。
※書類の訂正等により、手続きの期間が変わる場合があります。
※工事が2年間にまたぐ場合、及び設計・工事一括契約の場合は、手続きや様式が異なりますので事前相談時に必ず申し出て下さい。

対象区域(防火地域を除く)

灘北西部地区

- 赤坂通1～5丁目
- 上野通2～6丁目
- 国玉通1丁目の一部、2～4丁目
- 倉石通1丁目の一部
- 五毛通2丁目
- 中原通1丁目の一部
- 畑原通1～3丁目、5丁目
- 福住通1～3丁目
- 天城通1～3丁目
- 薬師通2～3丁目

兵庫北部地区

- 石井町1～2丁目の各一部、3～4丁目、5～6丁目の各一部
- 神田町の一部
- 菊水町4～5丁目、7～9丁目、10丁目の一部
- 熊野町2～5丁目
- 山王町1～2丁目
- 大同町1～5丁目
- 千鳥町1～2丁目
- 都由乃町1～2丁目
- 氷室町1丁目の一部、2丁目
- 鷗越町
- 湊川町8～9丁目、10丁目の一部
- 湊山町の一部
- 矢部町
- 雪御所町の一部
- 夢野町3～4丁目

長田南部地区

- 腕塚町7～8丁目の各一部
- 久保町7～10丁目
- 駒ヶ林町1～5丁目の各一部、6丁目
- 庄田町2～4丁目の各一部
- 二葉町2丁目の一部、8～10丁目

東垂水地区

- 泉ヶ丘2～3丁目、4丁目の一部、5丁目
- 城が山4丁目の一部、5丁目
- 東垂水2丁目
- 山手2～6丁目、7丁目の一部